



渋谷税務署長 八本 輝雄
税務署長「あいさつ」

残暑厳しき折、社団法人渋谷青色申告会の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、渋谷税務署長を拝命し、過日着任いたしました八本（やもと）でございます。どうぞ、前任の小島署長同様よろしくお願い申し上げます。

さて、渋谷青色申告会におかれましては、川口会長を中心に、役員並びに会員の皆様方が一致団結して青色申告の普及・育成に努められているほか、会員向け事業の充実はもとより、「渋谷くみんの広場」の参加や広く一般に向けた税情報の発信など、地域に密着した幅広い事業活動を展開されていることについて、大変心強く感じており、心から敬意を表する次第でございます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の急激な変化に伴う調査・徴収事務の複雑・困難化に加え、申告件数の増加及び



都税事務所長「あいさつ」
渋谷都税事務所長 大久保 哲也

社団法人渋谷青色申告会の皆様方には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。4月1日付で渋谷都税事務所に参りました大久保でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川口会長をはじめ、役員、会員の皆様には、東京都の税務行税に深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国は大震災から5か月が経過した現在でも、停滞感を払拭できずにいます。しかし、こうした時だからこそ、東京が先頭に立ち、この困難に立ち向かっていかなければなりません。東京都は、被災地・被災者支援に全力を注ぐとともに、山積する都政の諸課題の解決に努めてまいります。

そして、その財源確保を使命とする税務行政においては、納税の利

これらを処理するための事務量も大幅に増加するなど、税務行政にも大きな影響を与えております。

このような環境の中で、「適正・公平な課税及び徴収の実現」という国税庁の使命を果たすため、我々税務職員一人一人が高いモラルを維持し、信頼される税務行政を行っていく必要があると考えております。

こうした考えの下、我々に与えられた人的・物的資源を効果的・効率的に活用するため、e-TaxをはじめとしたIT化や、事務システムに捕われないより効率的な事務処理の「内部事務一元化」の取組みなどをこれまで進めて参りました。

特に、e-Taxについては、納税者利便の向上や事務の効率化に資するものであることから、その普及拡大を最重要課題の一つとして積極的に取り組んでいるところであります。

渋谷青色申告会の皆様方には、e-Taxの普及・促進につきまして、その趣旨をよくご理解いただき、多大なるご尽力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

どうか、渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、今後とも税務行政の円滑な運営になお一層ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びにあたりまして、社団法人渋谷青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

便性向上を図っていくことが重要と考えております。

都税は、都税事務所、金融機関、郵便局の窓口のほか、いろいろな方法で納付できます。それぞれ税目等に制限がありますが、口座振替、コンビニエンスストア納付、ペイジー（pay・easy）対応のATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング納付がございます。それに加え、電子納税、クレジットカード納税もできるようになりました。今後も様々な納税者の方々へのサービス向上に取り組んでまいります。

また、電子申告・電子納税（e-TAX（エルタックス））の普及をより一層図ってまいりたいと考えております。皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

私も渋谷都税事務所では、このような取り組みを進めながら、都民の皆様方の信頼を得られるよう、さらに公正、公平で効率的な税務行政に努めてまいります。

最後になりますが、社団法人渋谷青色申告会のみならずの御発展と、会員の皆様方の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の新任の挨拶とさせていただきます。

青色共済

☆☆ 61歳～65歳の方 必見！ ☆☆

対象 昭和20年11月2日～昭和25年11月1日生まれの方

保障開始 平成23年11月・平成24年2月スタートのみ

通常、新規加入は60歳の方までですが、
共済会創立40周年を記念し、特例加入キャンペーンを実施中です！
詳細はパンフレットをご確認ください。お申込み・お問合わせは事務局まで



最後のチャンスです！

★ 9月のイベント ★

青年部主催 体験してみよう！はじめてのパソコン会計

～会計ソフトでらくらく複式簿記 弥生会計パソコン教室～

- ☆ 弥生会計ソフトってどんなもの？
- ☆ 弥生会計ソフトって入力は簡単？
- ☆ 弥生会計ソフトってどこまで出来るの？

パソコンでの簡単な文字入力・マウスが使える方で、
これからパソコン会計を始めたいとお考えの方を対象に開催。

<日 時> 9月27日(火)・28日(水)
午前の部(不動産編) 午後の部(一般編)
9:30～12:30 13:30～16:30

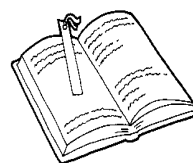
<場 所> 渋谷区立商工会館 6階クラブ室
渋谷区渋谷1-12-5

<定 員> 8名 <費 用> 500円

◆ ◇ 9月の税務相談日 ◇ ◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

<日 時> 9月21日(水) 午前10時～午後4時
<場 所> (社)渋谷青色申告会館
<費 用> 無 料 (お一人約1時間を予定)



★ お申込み、お問合わせは事務局まで TEL: 03(3463)7043 URL: <http://www.428aairo.jp/>

● 都税についてのお知らせ ●

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、8月1日（月）に発送します。


＜納期限＞平成23年8月31日（水）

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※²
- ③ コンビニエンスストア※³

＜利用可能なコンビニエンスストア＞


エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス
スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン（50音順）

- ④ 金融機関※¹・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴

※¹ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※² お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。

※³ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※⁴ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

個人事業税の省エネ促進税制に係る減免の申請受付を開始します

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免します。この減免は、平成23年度8月定期課税分の個人事業税から申請受付を開始します。平成23年度は、平成22年中に取得した省エネルギー設備等について減免申請ができます。

減免申請をする場合は、個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を所管都税事務所・支庁にご提出ください。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ① 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。</div>
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免ただし、減免を受ける年度の税額の2分の1を限度 ※ 減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可

～ 主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください～
減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しています。

[主税局 環境減税](#)

[検索](#) 

【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 所管都税事務所の個人事業税係
渋谷都税事務所 事業税課 個人事業税係 03-3463-4311（代表）
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること
「東京都地球温暖化防止活動推進センター」 03-5388-3408

「不動産所得会員向け研修会」開催のお知らせ

（社）東青連では、不動産所得会員向け研修会を以下の概要で実施します。会員の皆様のご参加をお待ちしております。当日は、不動産にかかわる一般的な法律問題を説明していただきます。

開催日時 平成23年11月8日（火） 午後2時～4時
会場 東京青色申告会館 会議室（最寄り駅 市ヶ谷駅）
テーマ① 不動産賃貸契約に係る貸主側の留意点について
テーマ② 原状回復の実情について
講師 （社）東京青色申告会連合会 顧問弁護士 小松 哲 先生
お申込み 事務局まで 定員 100名
参加費 無 料 ※お車でのご来場はご遠慮ください。





現代の城・葛城北の丸

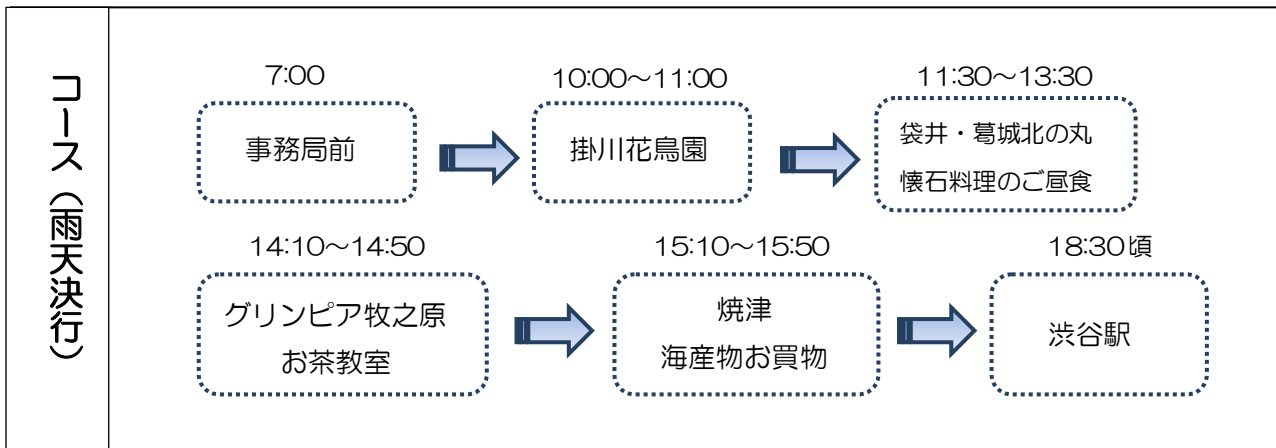
「懐石料理」でのご昼食 と 掛川花鳥園

今年は「静岡を満喫する」を巡るプランをご用意させていただきました。

- ・掛川花鳥園・・・掛川花鳥園は総敷地面積 10ヘクタールの敷地に、国内最大規模の大温室を備え、「花と生物とのふれあい」をテーマにしたテーマパークです。全天候型ですので、雨が降っても大丈夫です。
- ・葛城北の丸・・・2002年ワールドカップで日本代表の宿舎でした。遠州の匂を味わい、日本建築と広々とした日本庭園がおりなすゆるやかな空間で懐石料理をいただきます。
- ・グリーンピア牧之原・・・おいしいお茶の入れ方を体験します。お茶の持つ風味を引き出す入れ方をマスターしてみませんか？（ミニ和菓子付）
- ・焼津・・・海産物のお土産ができます。



皆様のご参加お待ちしております。



【出発日時】 平成23年10月16日(日)

午前6時45分集合(午前7時00分出発)

【集合場所】 渋谷青色申告会・事務局前

【旅行費用】 会員・会員家族 ￥6,000

子ども ￥5,500

非会員 ￥7,000

※昼食時のお飲物代は、各自のご負担となります。

【募集人員】 先着45名様(最終締切 10月7日(金))

※定員になり次第締め切ります。お早目にどうぞ!

【申込方法】 お電話で申告会事務局までお願いいたします。

TEL: 03-3463-7043

申込受付開始日 9月1日(木)

